

静岡県認定農業者メールマガジン第407号(「外国人材受入に関する新型コロナ 感染症対応」のご案内)

宛先: 000ダミー

2020/03/13 19:36

送信者: 田渕 貴久1 Bcc: nougyoubiz

□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■
静岡県の認定農業者のみなさん、こんにちは。
今回は、「外国人材受入に関する新型コロナ感染症対応」の ご案内について、お知らせします。

新型コロナウィルス感染症の影響により、中国人技能実習生 等の入国や帰国が制限され、農業現場では今後の生産や経営 への影響が懸念されています。

このため、農林水産省及び法務省出入国在留管理庁では、 相談窓口の設置や、在留申請等の緩和措置を発表しています。

■相談窓口(関東)平日 9時00分から17時00分 担当:関東農政局企画調整室 連絡先(直通):048-740-0016

新型コロナウィルス感染症に係る相談窓口一覧 https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/index.html#c06

- ■国の緩和措置のポイント
- ①在留申請窓口の混雑緩和 3月中に在留資格が満了する者の在留資格変更手続きを、 満了日から1ヶ月間延長して受付
- ②帰国困難者に対する在留申請の取扱 期間が満了する「技能実習」から次の在留資格に変更可能
 - ・引続き同一期間で就労:特定活動(30日間)へ変更
 - ・就労しない:短期滞在(30日間)へ変更 ※帰国できない状況の場合、更新も可能
- ③在留資格認定証明書の有効期限の取扱い 在留資格認定証明書の有効期限を3ヶ月から6ヶ月に延長 http://www.moj.go.jp/content/001316712.pdf
- 詳細は、下記法務省のホームページで御確認ください。 感染拡大防止のための窓口混雑緩和策 http://www.moj.go.jp/content/001315947.pdf

帰国困難者及び在留資格認定証明書交付申請の取扱い http://www.moj.go.jp/content/001315948.pdf

- ■帰国を変更して引き続き滞在を希望
- ①就労の場合
- ・技能実習2号から特定技能1号への在留資格の変更申請 ②実習
- ・技能実習2号から3号への在留資格の変更申請 ※従前では一時帰国して再入国する必要がありましたが、 帰国困難な場合、3号に移行後、1年以内に帰国すれば可
- 詳細は、外国人技能実習機構ホームページで御確認下さい。 新型コロナウイルス感染症に関するよくあるご質問について https://www.otit.go.jp/files/user/200303-2%20.pdf

認定マガジン第407号はいかがだったでしょうか。 これからも、皆さんが楽しめ、参考になる記事を配信して いきたいと思います。

また、バックナンバーも県ホームページに掲載しています。 http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-320/nougyo/ninteinougyousya.html

意見、ご要望がありましたら、こちらまで。 ↓↓↓↓↓↓↓↓ (E-mail) nougyoubiz@pref.shizuoka.lg.jp 静岡県 経済産業部 農業ビジネス課 担い手育成班